

## 那覇市文化芸術基本条例

文化芸術は、人々の心のありようからその創りあげるものに至るまで、生活の中に溶け込み、人々に安らぎと潤いをもたらし、創造性と表現力を高めるものとして極めて大切なものである。そして、人々が相互に理解し尊重し合い、多様性を受け入れる心豊かな社会を形成するものとして重要な意義を持つものである。

那覇市は、かつて琉球王国の王府・首里城が築かれ、自然豊かな亜熱帯の海に囲まれる南西諸島で最大の島・沖縄島の玄関口として、アジア諸国との交流拠点となり、人、物、情報等が集積するとともに、多様な文化芸術を受け入れながら世界に誇る豊かな文化芸術を開花させた。

また、戦後の復興に当たっては、その多様かつ独自の文化芸術を基軸とした市民による文化芸術活動が大きな原動力となり、現在の那覇市の文化芸術の礎を築いた。

私たちは、歴史と共に築いてきた豊かな文化芸術を将来にわたり継承・発展させ、新たに創造することを通して、まちに活力を与え、多様性に寛容な社会を実現することで、市民及び那覇市に集う全ての人々が心豊かに過ごせるよう、ここに、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、文化芸術に関する施策(以下「文化芸術施策」という。)の推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者及び文化芸術に関する活動を行う者(文化芸術に関する活動を行う団体を含む。以下同じ。)の役割を明らかにするとともに、文化芸術施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民が心豊かに暮らせる文化芸術の薫り高いまちづくりに寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 文化芸術施策の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者の自主性及び創造性を十分に尊重すること。
- (2) 文化芸術が人々の多様な価値観の形成に資することに鑑み、その社会的価値の醸成を図ること。

- (3) 市民をはじめとする全ての人が等しく、文化芸術活動に親しみ、参加し、又は文化芸術を創造することができるよう、鑑賞の機会の充実及び文化芸術活動のための環境の整備に努めること。
- (4) 豊かな風土及び歴史によって培われた那覇市の文化芸術が市民の共通の財産として認識され、及び将来にわたり継承されるよう考慮すること。
- (5) 文化芸術に関する創造的な活動がより一層活性化するために、世代間及び地域間の交流並びに国内外との交流が促進されるよう努めること。
- (6) 文化芸術活動を行う者、市民、事業者(市内で事業活動を行う法人その他の団体をいう。)等の意見が反映されるよう十分配慮すること。
- (7) 乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う者、家庭及び地域活動を行う者の相互の連携が図られるよう配慮すること。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化芸術施策を総合的に策定し、及び計画的に推進しなければならない。

(市民及び事業者の役割)

第4条 市民は、文化芸術を創造し、又は享受する権利を有する主体であり、基本理念にのっとり、多様な文化芸術を尊重するよう努めるものとする。

2 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、文化芸術活動に対する支援又は協力をするよう努めるものとする。

(文化芸術活動を行う者の役割)

第5条 文化芸術活動を行う者は、基本理念にのっとり、自主的かつ主体的に文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

2 文化芸術活動を行う者は、相互の交流を図るとともに、地域社会の一員としてその活動に取り組むよう努めるものとする。

(基本計画の策定)

第6条 市は、文化芸術施策を総合的かつ計画的に推進するため、文化芸術施策に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 文化芸術施策の推進に関する基本的な方針

- (2) 文化芸術施策の推進に関する基本的な施策
  - (3) その他文化芸術施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市は、基本計画を定めるに当たっては、文化芸術活動を行う者、市民、事業者等の意見を適切に反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 市は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(文化芸術施策に係る基本的事項)

第7条 市は、文化芸術施策の推進に当たっては、次に掲げる事項をその基本的事項とするものとする。

- (1) 市民等が文化芸術を通して、その個性及び能力を発揮し、社会参加につながる環境の整備その他必要な施策を講ずること。
  - (2) 文化芸術活動を担う人材の育成を図るための必要な施策を講ずること。
  - (3) 有形及び無形の文化財その他の文化芸術に関する資源、活動等の保護、活用、創造等を図るため必要な施策を講ずること。
  - (4) 市民等の文化芸術に対する理解及び関心を深めるため、文化芸術に関する調査、研究、記録及びその保存並びに情報の発信に必要な施策を講ずること。
  - (5) 文化芸術が市民等の創造性を高め、活力ある地域づくりに資することに鑑み、福祉、教育、まちづくり、国際交流、観光、産業その他の関連する分野の施策との連携を図ること。
- 2 市は、文化芸術施策の推進のため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。